

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第四十五号

昭和二十三年七月鳥取縣規則第四十二号道路占用規則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年七月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第八條第四号を削除し第五号を第四号に第六号を第五号に改める。

附則

この規則は公布の日から施行する。

訓令

◇鳥取縣訓令甲第十二号

各保健所長

昭和二十五年七月十一日 火曜日
第二千二百二十四号

本書ノ大キサハ國定規格A五列

昭和二十二年法律第二三三号食品衛生法、明治三十九年法律第三二号屠場法、昭和二十三年法律第一四〇号ハ、獸処理場等に関する法律及び昭和二十一年勅令第五二号有毒飲食物等取締令に規定する次の権限を委任する。

昭和二十五年七月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、食品衛生法（昭和二十二年法律第二三三号）

（一）第十七條

必要があると認めるとき報告を求め当該吏員をして關係場所を臨検せしめ若しくは關係物件を檢査し又は收去させること。

（二）第二十二條中

營業者若しくは当該吏員をして關係物件を廢棄せしめ營業者に対し必要な処置をとることを命じ又は營業の全部若しくは一部を期間を定めて停止すること。

三、(一) 第二十三條中
 営業者の全部若しくは一部を期間を定めて停止すること。
 (二) 第二十四條中
 営業者の全部若しくは一部を期間を定めて停止すること。

二、屠場法(明治三十九年法律第三二号)

(一) 第四條
 屠畜検査員をして屠畜検査を行わしめること。

(二) 第十一條中
 屠場の使用を停止すること。

(三) 第十二條
 屠場設備の変更を命ずること。

三、(一) 獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第一四〇号)

(一) 第六條
 必要あると認めるとき報告を求め又は当該吏員をして(一) 獣処理場に立入検査させること。

(二) 第七條中
 期間を定めて(一) 獣処理場の施設の使用の制限若しくは禁止を命ずる。

四、有毒飲食物等取締令(昭和二十一年一月三十日勅令第五二号)
 第三條
 必要ありと認めるとき報告を徴し又は当該吏員をして必要な場所に臨検し検査せしめること。

告 示

鳥取縣告示第三百三十五号

昭和二十五年六月鳥取市において施行した昭和二十五年鳥取縣地区林業技術普及員資格試験合格者は次の通りである。

昭和二十五年七月十一日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 鳥取縣地区林業技術普及員資格試験合格者氏名
 (出願書提出順)

小谷 藏	仲田 喜久	伊藤 男
小原 清	大原 克準	門脇 和壽
玉川永之助	前田壽賀雄	藤尾 力治
大庭 利雄	芦田 賢吾	藤原鹿之助
河上 正信	青木 定吉	長岡 章
森脇源八郎	加島 肇	野島 寛
百田 正文	米原 哲雄	深田 良夫
山崎 信吉	小谷 憲一	井上 浩
山平 忠昭	渡辺 里盛	前田 正幸
和田 高俊	西村 勳	北 惟則
田中 義人		

鳥取縣告示第三百三十六号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により八頭郡安部村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年七月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年七月十一日から
 同 年七月十六日まで

彙 報

鳥取食糧事務所出張所名称変更について

昭和二十五年六月三十日付をもつて、鳥取食糧事務所浜村支所正條出張所の名称を次の通り変更した旨農林省鳥取食糧事務所より通知があつた。

記

新 鳥取食糧事務所浜村支所浜村出張所
 旧 鳥取食糧事務所浜村支所正條出張所